

職場における健康診断について

労働者の健康と安全の保持は事業者の責務です。下記のとおり、健康診断に関する事項が労働安全衛生法で定められていますので、該当事項を遵守されるとともに、労働者の健康の保持増進についての取り組みをお願いします。

1. 健康診断の実施（安衛法第66条）

（1）一般健康診断

- ①雇入れ時の健診
- ②定期健康診断（1年以内ごとに1回）
- ③特定業務従事者の健康診断（半年以内ごとに1回）
- ④海外派遣労働者の健康診断

（2）有害業務健康診断

- ①特殊健康診断（有機溶剤、特定化学物質粉、石綿など）
- ②じん肺健康診断
- ③歯科医師による健康診断



2. 健康診断の結果の記録（安衛法第66条の3）

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。

定期健康診断5年、有機溶剤5年、特定化学物質5年、特定化学物質のうち特別管理物質30年、石綿40年など、健診によって保存年数が違います。詳しくは監督署にお問合せください。

3. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（安衛法第66条の4）

健康診断の結果、異常の所見のある労働者に対して、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を健康診断から3ヶ月以内に聞かなければなりません。

この「医師の意見」とは健康診断時に行われる精密検査の指示、治療指示、保健指導とは別物と理解してください。産業医は、高血圧や血糖値が高い方には残業制限、聴力や視力の有所見者には機械や重機との作業配置の関係など、就業する上で必要な事項について「就業可」、「就業制限」、「就業不可」などに分類し具体的な意見を述べます。

労働者数50名未満の事業場は、無料で医師の意見を受けられます。（国の委託事業のため無料）詳しくは[始良・伊佐地域産業保健センター](#)にお問合せください。

4. 健康診断実施後の措置（安衛法第66条の5）

前記3による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。

健康診断後の措置は事業主責任で行うものとなっていますが「医師の意見」を盾に一方的な休業命令などは好ましくありません。仕事内容や健康状態を勘案し労働者と事業者が話し合いのうえ、就業上の措置を決めます。また、前記3の「医師の意見」はあくまでも意見ですので、健康診断後の措置について医師が責任を負うものではありません。

5. 健康診断の結果の労働者への通知（安衛法第66条の6）

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。

健康診断の費用は事業者が負担するものですが、その結果については労働者に通知しなければならないこととなっています。なお、健康診断結果の原本は事業者が保管します。

6. 健康診断の結果に基づく保健指導（安衛法第66条の7）

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

メタボリックシンドローム、中性脂肪が高い、高血圧など、個人の生活習慣に関わるものであっても、その改善のために事業者は保健指導を行うよう努めなければなりません。

労働者数50名未満の事業場は、前述3の「医師の意見聴取」と併せて保健指導を無料で受けられます。詳しくは[始良・伊佐地域産業センター](#)にお問合せください。

7. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告（安衛法第100条）

健康診断の結果は、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

定期健診、特定業務従事者健診、海外派遣労働者健診は、労働者数50名以上の事業場に提出義務があります。特殊健康診断は、同健康診断を行った全ての事業場に提出義務があります。

8. 健康診断の費用等（昭和47年9月18日基発第602号）

全ての健康診断の費用は事業者負担となります。また、健診にかかる賃金及び交通費は、特殊健診は事業者負担、それ以外は事業者負担が望ましいです。

加治木労働基準監督署 安全衛生課

〒899-5211

始良市加治木町新富町98-6

電話 0995-63-2035

[始良・伊佐地域産業保健センター](#)

〒899-5106

霧島市隼人町内山田一丁目6番62号

電話 0995-42-9913（携帯 070-2197-8599）